

いじめ重大事態への適切な対応～チェックリストの活用～

1 特集について

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行、平成29年にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定され、各学校及び教育委員会において、いじめ重大事態への対応がなされてきました。

現在、いじめ重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然としてガイドライン等に沿った対応ができていなかったため、児童・生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。

その現状等を踏まえ、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。各学校においては、改訂されたガイドラインを踏まえ、いじめの未然防止・早期発見・対応の取組をさらに充実させるとともに、改めて重大事態への対応を理解しておくことが重要です。

本特集では、今改訂の特徴の一つであるチェックリストを活用した、平時からの備えといじめ重大事態が発生した際の調査の実施について紹介します。

2 紙面の活用について

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の背景や概要について、**知ることが**できます。

ガイドラインのチェックリストを活用した**平時からの備え**といじめ重大事態調査の実施について、**確認することが**できます。

未然防止・平時からの備えについて、いじめ総合対策を**二次元コードから読み取り、確認することが**できます。

チェックリストを含めたガイドライン全体について**二次元コードから読み取り、確認することが**できます。

御意見
ください

所報「たまじむ」において、多摩地区の学校及び市町村教育委員会のニーズに応える特集を予定しております。つきましては、特集内容に関する御意見をいただきたく、御協力をお願いいたします。



特集アンケート

もっと
詳しく
知りたい

<二次元コード（読み取り or クリック）から、
本特集及び過去の所報の解説動画が視聴可能>



解説動画



本特集及び過去の
所報解説動画

いじめ重大事態への適切な対応 ～チェックリストの活用～



過去の所報
「たまじむ」

令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂され、新たにチェックリストが示されました。各学校等においては、チェックリストを活用し、今回のガイドラインの改訂内容を踏まえた、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の実施を行うこととされています。そこで本特集では、チェックリストを活用した学校及び教育委員会の確認事項等を紹介します。

用語の確認

法：いじめ防止対策推進法 基本方針：いじめの防止等のための基本的な方針 ガイドライン：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

ガイドライン 改訂の背景

法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童・生徒に深刻な被害を与える事態が発生



例

平時からの学校と教育委員会の
連携不足による対応の遅れ

事前説明不足により、調査開始
後に保護者とトラブル

重大事態報告書から、事実関係の
認定や再発防止策が読み取れない

等

ガイドライン 改訂の概要

- ・重大事態の発生を防ぐための未然防止・**平時からの備えを記載**
- ・学校等のいじめにおける基本的姿勢、児童・生徒、保護者からの申立てがあった際の学校の対応を追記
- ・重大事態対応における**チェックリストを作成**

等

ガイドラインのチェックリストを活用した**平時からの備え**といじめ重大事態調査の実施

1 平時からの備え

2 重大事態発生時の対応

3 対象児童・生徒、保護者等に対する調査実施前の事前説明

4 重大事態調査の進め方

5 調査結果の説明・公表

学校



- 重大事態が発生した際の**校長のリーダーシップの発揮、学校いじめ対策委員会の活用**、各教職員の役割分担・連携した対応の整備

いじめ総合対策【第2次・一部改定】
（上巻） 東京都教育委員会
P8、25等も確認

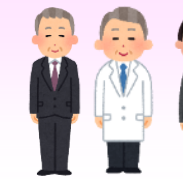


- 犯罪行為に相当し得ると認められる場合の、**警察への相談・通報の保護者等への周知**

教育委員会



- 重大事態が発生した場合の**対応手順を明確化し、あらかじめ各学校に提示**
- **公平性・中立性がある専門家や第三者**である調査委員を迅速に確保できる**機能団体等との連携体制の構築**



専門家及び第三者の考え方は、
ガイドラインP23を参照

対象となる児童・生徒の保護者への説明（2段階に分けた説明・説明の「見える化」）

重大事態に当たると判断した後
速やかに説明・確認する6事項

調査組織の構成や調査委員等調査を行う
体制が整った段階で説明する7事項

調査組織、調査方法等についての**保護者の意向を確認**

詳細はガイドラインP26-28を参照

ガイドライン改訂についての詳細・チェックリストはこちらから確認できます

